

「新潟県産品韓国販促活動支援事業（新潟フェア開催）」 に係るプロポーザル実施要領

平成 29 年 6 月 19 日

新潟県知事政策局国際課
公益財団法人にいがた産業創造機構

1 目的

公益財団法人にいがた産業創造機構ソウル事務所が支援する、県産品の販路拡大に向けた韓国に商流を持つ県内企業等が実施するイベントについて、効果的な企画を実行できる事業者を選定するために行う公募型プロポーザルの実施に関し、必要な事項を定めるものである。

2 仕様

別紙 1 「「新潟県産品韓国販促活動支援事業（新潟フェア開催）」委託事業仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。

3 委託期間

委託契約締結の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

4 委託費用

「新潟県産品韓国販促活動支援事業（新潟フェア開催）」委託業務の上限額は新潟フェア 1 回の開催につき、500,000 円（消費税、地方消費税込み）とし、委託業務の実施に必要な費用をすべて含むものとする。

5 委託件数

3 件程度（1 件につき 1 事業者）とする。

6 参加資格、参加方法

（1）プロポーザルに参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 新潟県内に本社（本店）または営業所等が所在する者であること。

ウ 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者

エ 新潟県暴力団排除条例第 6 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(2) プロポーザル参加方法

別紙2「新潟県産品韓国販促活動支援事業（新潟フェア開催）」委託業務に係るプロポーザル参加申込書を平成29年7月3日（月）午後5時15分までに提出する。

なお、参加申込後に、企画提案を辞退する場合は、別紙3「新潟県産品韓国販促活動支援事業（新潟フェア開催）」委託業務に係るプロポーザル参加辞退届」を提出すること。

【提出先】

公益財団法人にいがた産業創造機構 市場開拓グループ販売戦略チーム
〒950-0078 新潟市中央区万代島 5-1 万代島ビル 9F

7 プロポーザルに係るスケジュール

6月19日（月） 公募開始
7月 3日（月） 参加申込書締切
7月 7日（金） 質問項目締切
7月14日（金） 質問に対する回答
7月21日（金） 企画書提出期限
7月28日（金） までに審査
7月28日以降 受託者決定、委託契約締結・事業開始

8 質疑応答

(1) 質問書の提出

この要領、仕様書等について不明な点がある場合は、平成29年7月7日（金）午後5時15分までに、別紙4「新潟県産品韓国販促活動支援事業（新潟フェア開催）」委託業務に係るプロポーザル質問事項」により提出すること。

なお、郵送、ファクシミリ、電子メールによるものとし、電話での質問は受付けない。

【提出先】

公益財団法人にいがた産業創造機構 市場開拓グループ販売戦略チーム
〒950-0078 新潟市中央区万代島 5-1 万代島ビル 9F
FAX 025-246-0030 e-mail : trade@nico.or.jp

(2) 回答書の送付

新潟県知事政策局国際課韓国室から、平成29年7月14日（金）までに、上記6により申込のあった全参加者にメールで回答する。

なお、質疑に対する回答は、仕様書及び要領の追加又は修正とみなす。

9 提出資料

(1) 提出期限

平成 29 年 7 月 21 日（金）午後 5 時 15 分までに持参又は郵送する（郵送の場合は提出期限必着）。

【提出先】

公益財団法人にいがた産業創造機構 市場開拓グループ販売戦略チーム
〒950-0078 新潟市中央区万代島 5-1 万代島ビル 9F

(2) 提出資料（様式は任意）

ア 企画書

仕様書の趣旨を踏まえ、以下の項目を中心に記載すること。

(ア) 韓国における新潟県産品を含めた日本の商品の普及状況

(イ) 韓国で、今後、輸出拡大が見込まれる新潟県産品とその理由

(ウ) 現在韓国に流通している自社が取り扱う商品に限らず、複数の県産品の販路拡大及び県産品を活用した新潟県の魅力の発信に向けた取組

(エ) フェア開催に係る広報活動の内容

(オ) 本事業の実施スケジュールの設定

(カ) フェア開催後のフォローアップ（成果報告）

(キ) 同様な事業の委託等の実績がある場合は、年月日、発注者、内容を簡潔に記載すること。なお、過去 3 年において他の地方自治体から請け負った委託業務についてはすべて記載すること。

イ 実施体制

責任者、担当部署等を記載。なお、業務の一部を別会社に委託する場合は、委託する業務の内容、その会社名、責任者名を記載すること。

ウ 経費見積書

全ての経費をできるだけ詳細に、経費区分が分かるように具体的に積算すること。

(3) 留意事項

ア 企画書等の用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とし、横書きで記載すること。

イ 表紙に「『新潟県産品韓国販促活動支援事業（新潟フェア開催）』企画書」と表示し、余白に社名を記載すること。

ウ 提出部数は 7 部（正本 1 部、副本 6 部）とすること。

エ 提出後の追加、修正は認めない。また、提出書類は一切返還しない。

オ 必要に応じて補足資料を求める場合がある。

10 審査及び結果の通知

提出される資料により、審査員が下記項目による書面審査により総合的に評価し、最も的確な業者を委託先として選定し、審査から1週間を目処に、その結果をすべての参加者に文書で通知する。

審査結果については後日公表する。なお、審査結果についての異議申立は受け付けない。

(審査項目)

- ①現地市場についての理解、企画の内容
- ②業務を遂行する上での実施体制
- ③見積もりの妥当性

11 その他

- (1) 企画書等の作成に要する一切の費用（旅費、通信費を含む。）は提出者の負担とする。
- (2) 次の各号に該当する場合は失格とする。
 - ア 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した場合
 - イ その他この要領に定められた事項に違反した場合
- (3) 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない（提出がないときは、契約を締結しない場合があります）。

12 事業に関する問い合わせ先

新潟県知事政策局国際課韓国室

〒950-8570 新潟市中央区新光町 4-1

電話 025-280-5793 FAX 025-280-5126

e-mail : ngt000130@pref.niigata.lg.jp